町内会・自治会の活動にご協力をお願いします

問合せ/市民生活課(☎232-9151)または水戸市住みよいまちづくり推進協議会(☎228-6781)

町内会・自治会は、同じ地域に暮らす皆さんで組 織され、自分たちの地域を住みよいものにするため の活動を行っています。住みよいまちづくりには、

そこで生活している人同士がお互いに理解し合い、 信頼し合うことが大切です。町内会・自治会の活動 をとおして住みよいまちをつくりましょう。

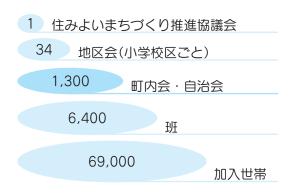
仕組みはどうなっているの?・・・

市内には約1,300の町内会・自治会があり、加入世帯は 数世帯から600世帯に及ぶものまであります。世帯数が多い 町内会・自治会は、班をつくり、事務を分担しています。

各町内会・自治会は、34小学校区ごとの地区会に所属し ています。地区会では運動会や祭りの開催、地区広報紙の作 成などを行っています。さらに地区会が集まって、住みよい まちづくり推進協議会を組織し、各地区会の連携を図ってい ます。

▼会費はどれくらい?

会費は、町内会・自治会ごとに決められています。年間 3,000円~6,000円程度で、町内会・自治会の活動に使われて います。



町内会・自治会はどんな活動をしているの?・・・・

主な活動内容は次のとおりです。町内会・自治会によって内容は異なります。

防災訓練の実施

訓練をとおして災害に備えるこ とは、いざというときの助け合 いにつながります。



防犯灯の維持管理

安全・安心のため、町内に防犯 灯を設置し、維持管理を行って います。



住民同士の交流促進

地域の行事に参加することで、で 近所とふれあう機会が増えます。

子どもや高齢者の見守り

声かけなどを行い、子どもや高 齢者を地域みんなで見守ります。

回覧板、広報紙の配布

回覧などにより、地域の情報を 得やすくなります。

そのほか清掃活動、資源物回収、緑化の推進 など

加入するには?・・・・・・・

町内会・自治会に加入するには、町内会長・自治 会長に加入したいことを伝えましょう。

会長が分からないときは、転入時などに配布され る加入取次依頼書(※1)に必要事項を記入し、各市 民センターや茨城県宅地建物取引業協会登録事業者 (※2)に提出してください。後日、町内会長・自治 会長から加入希望者に連絡があります。右の二次元

コードからも申込むことができます。

※1 加入取次依頼書は、各市民セン ターに設置しています。



※2 市と茨城県宅地建物取引業協会、水戸市住 みよいまちづくり推進協議会は、「町内会・ 自治会の加入促進に関する協定」を締結して います。